

平成 26 年 第 1 回 農業委員会総会

日 時 平成 26 年 1 月 27 日 (月) 午後 3 時
場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長 金城正春	1 番 伊保智栄美	2 番 宮里良淳
3 番 上原英正	4 番 大城正幸	5 番 山城学
6 番 具志堅繁光	7 番 稲福ツヤ子	8 番 大城茂治
9 番 上原和雄	10 番 大城仁輝	11 番 亀甲康榮
12 番 金城哲男	13 番 賀数宏	14 番 伊敷幸栄
15 番 金城 勲	16 番 仲西栄二	17 番 玉城盛雄
18 番 新垣芳隆	19 番 大城竹信	20 番 国吉真昭

【欠席委員】

代理 眞榮里保 21 番 大保新幸

【職務のために出席した職員】

新垣康德 国吉孝

【議事録署名人】

13 番 賀数宏 14 番 伊敷幸栄

【議事日程】

日程 第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 3 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程 第 4 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 26 年 第 1 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、代理眞栄里保委員、21 番大保新幸委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の出席がありますので総会は成立といたします。それでは会長よろしくをお願いします。								
会長	【開会のあいさつ】 みなさんこんにちは。新しい年も明けました。糸満市新年祝賀会にも、何名かの委員が参加しております。また今月の 31 日は、旧正月が参ります。去年から今年にかけて、寒さが厳しいようでございます。逆に最近は雨が少ない感じがしますが、適度な雨は降ってきたかと思います。農協の方からサトウキビについて聞きますと、寒さの影響も考えられますが、糖度が 13.91 と基準糖度も超え、前年より良いということです。収穫量としても前年と同じ 2 万 6 千 t を計画されているということです。それから農協の販売事業も 12 月末日の対前年比が 2 桁の伸びを示しています。最近は燃料、餌と高騰し、経費も高いようですが、糸満の組合の生産高は、順調に推移しているとのこと。ファーマーズも 106% と伸ばし。糸満市の農業は元気があると思っております。しかし一方では、みなさんご存じのように農地中間管理機構に関する予算を積極的にとられているようでございます。それらの関連予算は 705 億円も予算を計上したということで、今後農業委員会や農協の役割が、さらに求められてくるのではと思っています。その意味では、現在の農業委員は今年の 9 月に任期を迎えるわけですので糸満市農業の振興発展のために取り組んで参りたいと思っています。よろしくをお願いします。それから、1 月 21 日に県の第 10 回常任会議がありました。4 条、5 条案件が、糸満市から 6 件あり、原案通り決定を見ましたのでご報告致します。本日の議事録署名員は 13 番賀数宏委員、14 番伊敷幸栄委員です。次回調査員は 19 番大城竹信委員、20 番国吉真昭委員、21 番大保新幸委員です。よろしくをお願いします。 【議題の宣言】 本日の議題は、 <table border="0"> <tr> <td>日程第 1 議案第 1 号</td><td>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 18 件</td></tr> <tr> <td>日程第 2 議案第 2 号</td><td>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件</td></tr> <tr> <td>日程第 3 議案第 3 号</td><td>農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 1 件</td></tr> <tr> <td>日程第 4 議案第 4 号</td><td>農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 7 筆</td></tr> </table> となっています。 【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程 第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 18 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。	日程第 1 議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 18 件	日程第 2 議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件	日程第 3 議案第 3 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 1 件	日程第 4 議案第 4 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 7 筆
日程第 1 議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 18 件								
日程第 2 議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件								
日程第 3 議案第 3 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 1 件								
日程第 4 議案第 4 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 7 筆								

事務局	はい。農地法第3条に係る許可申請です。説明に入る前に13番、14番は委員に関係者がおりますので、退席をお願いします。それでは説明させていただきます。4ページをお開き下さい。13番は、大里の1筆で、売買による所有権移転です。12月申し出によるあっせん成立です。14番は、大里の1筆で、売買による所有権移転です。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。 異議なしという声が聞こえておりますが、議案1号の13番、14番について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	ありがとうございます。退席された委員の方には席に戻っていただき、事務局から引き続き、議案1号の説明をお願いします。
事務局	引き続き説明致します。1番は座波の4筆と潮平の1筆で、10年間の使用貸借権の設定です。2番は武富の1筆で、8年間の賃貸借権の設定です。3番は阿波根の1筆で、贈与による所有権移転です。4番は束里の1筆で、売買による所有権移転です。11月申出によるあっせん成立です。5番は南波平の1筆で、売買による所有権移転です。6番、7番は関連です。6番は宇江城の2筆で、交換による所有権移転です。7番は宇江城の1筆で、交換による所有権移転です。8番は宇江城の1筆で、贈与による所有権移転です。9番、10番は関連です。9番は米須の1筆で、交換による所有権移転です。10番は米須の1筆で、交換による所有権移転です。11番と12番は関連で、譲受人が同一です。11番は大里の1筆で、売買による所有権移転です。12月申出によるあっせん成立です。12番は与座の1筆で、5年間の使用貸借権の設定です。15番は照屋の2筆で、売買による所有権移転です。16番は糸洲の1筆と伊原の1筆で、贈与による所有権移転です。17番は小波蔵の1筆で、売買による所有権移転です。11月申出によるあっせんにより成立です。18番は照屋の4筆と兼城の5筆で、10年間の使用貸借権の設定です。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。

委員	はい。6番、7番の所有権の交換についてです。面積が違いますが、何か理由はあるのですか。
事務局	等価交換です。当人同士の話によると場所的にも近く、お互いが納得しているとのこと。
委員	どちらも農用地ですか。
事務局	はい。両方とも農用地です。
委員	はい。わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	はい。1番についてです。譲受人と譲渡人が同じ住所ですが。
事務局	夫婦で同じ世帯で、農業者年金との関わりがある申請になります。
委員	法律上は、支障ないですね。
事務局	はい。そうです。
会長	他にありませんか。
委員	はい。12番についてです。野菜を作るとのことですが、面積が広く、水の管理等、うまくやっていけるのですか。

事務局	申請人が営農計画も出して申請していますし、現場も見て、確かに周辺はサトウキビ畑が多いのですが、野菜畑もちゃんとあります。その辺の水の管理は運んで来るなどして、自分でできると判断し、申請を受理しました。
委員	はい。わかりました。
会長	他にありませんか。それでは、議案第 1 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、7 ページをお開き下さい。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明します。1 番は与座の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地です。用途は、一般住宅で、使用貸借権の設定です。2 番は大里の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地です。用途は老人福祉施設で、借地権の設定です。3 番は南波平の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地です。用途は一般住宅で、使用貸借権の設定です。4 番は北波平の 1 筆と、武富の 1 筆で、農地区分は、第 2 種農地です。用途は太陽光発電で、使用貸借権の設定です。以上です。
会長	はい、ありがとうございます。説明が終わりましたので、委員の皆さんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。
委員	はい。4 番についてです。面積 3046 m ² のうちの 1323 m ² の申請ですが、太陽光発電を建てるにあたって、面積に制限はありますか。
事務局	特にありません。ただ容量が 50kw を超えると施設等の建設費用が高くなるため、50kw を超えない面積設定が多いです。

委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	2 番についてです。申請内容が老人福祉施設となりますが、福祉施設の中にもいろいろあります。こういった内容の福祉施設ですか。
事務局	ディケアです。
委員	入院等の宿泊施設も兼ねていることはありますか。
事務局	そこまでの内容は、農地転用の書類に要求がないので、把握しておりません。
委員	次回の総会までに調べられますか。
事務局	わかりました。
会長	他にありますか。それでは議案第 2 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 3 議案第 3 号議案農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、16 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。1 人、あっせんの申し出

	が出ております。下記の委員をあっせん委員に指名することについて同意を求めます。土地の所在は米須の 1 筆、畑、839 m²を 12 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
委員	はい。それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。 他にないようなので、議案 3 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
事務局	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 4 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 7 筆を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 19 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。24-97 から説明致します。真壁の 5 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。さとうきび、野菜の新規就農です。24-98 は、米須の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定です。野菜の新規就農です。24-99 は、北波平の 2 筆で、10 年間の賃借権の設定です。果樹の新規就農です。以上です。
会長	はい。事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見等よろしくお願いします。
委員	24-97 の事業についてです。借り手の人は 64 歳ですが、年齢制限にかかりませんか。
事務局	事業の種類によっては、年齢制限がありますが、この事業に関してはかかりません。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。議案第 4 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	はい。ありがとうございました。以上で本日の議案は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 議事録署名人 13 番 賀数 宏 14 番 伊敷幸栄